

債権者 各位

平成 28 年 3 月 24 日

ご 報 告 (兼債権者説明会のご案内)

〒640-8152 和歌山市十番丁 12 番地 十番丁ビル 5 階
公園前法律事務所

佳園自動車代表亡田中完兒相続人

代理人弁護士 山 崎 和 成

同 後 亮

同 中 内 大 河

TEL073-427-2204 FAX073-427-2205

前略 債権者の皆様には、佳園自動車の件で、大変なご迷惑とご心配をお掛けしていますことをまずはお詫び申し上げます。

当職らは、今年 2 月 10 日の代表田中完兒の突然の自殺（死亡は 2 月 9 日）以来、個人事業として自動車の販売・買取業を行っていた佳園自動車の一切の営業を休止し、亡田中完兒の負債の調査と資産の保全等に全力を尽くして参りました。遅くなりましたが、その調査結果と今後の処理方針についてご報告申し上げます。

本日現在、亡田中完兒の相続財産については、下記のとおりです。

負債総額 金 1 8 億 4 4 2 4 万 0 6 6 6 円

資産総額 金 1 億 4 0 0 4 万 3 9 3 6 円

この負債及び資産は、今後共に若干増加することも予想されますが、上記資産総額は、不動産に設定された担保権や預金の反対債権による相殺予定等を考慮していない金額ですので、一般債権者の引当となる換価（回収）可能資産は、現在のところ約 2700 万円程度にすぎないものと算定されます。

このように、亡田中完兒の相続財産は、大幅な債務超過（負債が資産を上回る状態）ですので、法に基づいて適正かつ公平な処理を行うべく、同人の妻が申立人となり、本日、和歌山地方裁判所に「被相続人田中完兒の相続財産」について破産手続開始の申立を行い、受理されました。相続財産の破産手続につきましては、裏面をご参照下さい。

因みに、[REDACTED]と暫定的

に算定し、裁判所に届け出ております。この債権額にご異議やご質問のある債権者もいらっしゃるかと存じますが、破産債権額は、皆様が裁判所に破産債権届を行き、破産管財人がこれを調査した上で破産手続において最終的に確定するものです。

従いまして、現時点における当職らに対する個別のお問合せは、お答えのしようがございませんので、お控え下さいますようお願い致します。破産に至った経緯や相続財産の概要、破産手続の流れや破産債権届出書の書き方等につきましては、下記の要領にて開催する債権者説明会において改めてご説明申し上げます。

なお、相続財産の破産手続とは、被相続人（本件では亡田中完兒）に債務超過の破産原因がある場合に、その相続財産を相続人の固有財産から分離して破産財団とし、相続債権者と受遺者（本件では不在）にのみ配当を行う破産手続をいい、通常の法人破産手続と本質的な違いはありません。債権者の皆様には、近日中に、和歌山地方裁判所から破産管財人の住所・氏名、債権届出期間、第1回の財産状況報告集会などを記載した通知が届きますので、そちらをご参照下さい。

記

【債権者説明会のご案内】

(日 時) 平成 28 年 4 月 15 日 (金) 午前 11 時～12 時 (受付開始 10:40)

(会 場) 和歌山市民会館 大ホール (和歌山市伝法橋南ノ丁 7 番地)

(ご注意)

- * 当日、会場の受付にて、この通知書 (コピー不可。必ず原本をご準備下さい) を示して受付をお済ませ下さい。
- * 原則として、債権者ご本人の参加に限ります。代理出席は、1 名に限り、この通知書 (原本) と代理人の身分証明書 (運転免許証、会社の場合は社員証など) をご準備の上、受付にてご呈示下さい。
- * 会場内での録音・録画、飲食・喫煙は固く禁止させていただきます。
- * 会場周辺には駐車場が少ないため、お車でのご来場は、できる限りお控え下さい。
- * この債権者説明会は、破産法に定められた財産状況報告集会 (従来の債権者集会) などの正規の手続ではなく、ご迷惑をお掛けしている債権者の皆様に、当職らが本申立の内容などをご説明申し上げるために、裁判所及び破産管財人のご了解のもと、任意に開催するものです。円滑な説明会の進行にご協力下さい。